

## 令和8年度しまねセカンドキャンパス事業業務委託仕様書

### 1. 業務名

令和8年度しまねセカンドキャンパス事業

### 2. 目的

本事業は、島根県外へ進学した県出身学生（以下、出身学生）を対象に、将来のUターンや関係人口につなげるため、県外へ進学した後も出身者のコミュニティを形成して島根への関心を維持してもらうことを目的として実施する

### 3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 認知度向上（次世代層へのPR）

##### ① 出身学生による活動交流会

- ・卒業を控えた高校生に対して、参加学生による活動紹介、大学生生活のリアルな座談会を通して、コミュニティの魅力を伝え、加入を促す。
- ・開催場所は、より多くの高校生が参加しやすいよう原則島根県内とすること。
- ・より多くの高校生の参加を得るため、探究活動に関心の高い高校生に対して戦略的な周知を行うなど、必要な方策を講じること。

#### (2) 島根県と出身学生との接点・つながりの継続

##### ① 出身学生同士の歓迎交流会等つながり機会創出

- ・進学直後の孤独感を解消し、同郷のつながりをつくるため、出身学生を主な対象とした学生同士の交流会を実施すること。
- ・原則、東京都内・大阪府内で一回ずつ行うこととし、より多くの参加者を獲得するため、県から提供する過去参加者の名簿の活用や出身学生を対象とした事業を行う県内市町村との連携等、必要な方策を講じること。

##### ② 帰省時イベントの実施（夏休み期間を利用）

- ・地域活動団体等との接点を作り、意識として夏休みの帰省を「地域と関わる機会」に変え、インターン受け入れ団体等への訪問、フィールドワーク、意見交換等を通じて、将来のライフビジョンを考える機会とする。（島根県内実施）
- ・訪問する団体は、学生インターンを受け入れている団体や学生と共に活動を行っている団体とすること。

③ 就職に向けたキャリアイメージ醸成企画

- ・県内就職への心理的なハードルを下げ、具体的なキャリアビジョンを描かせるため、都市部、関西圏在住の県出身若手社会人や県内で活動している若手社会人との対話型の交流会の実施
- ・原則、東京都内・大阪府内で一回ずつ行うこととする。

④ 帰省時交流会（冬季実施、コミュニティの維持）

- ・参加学生の活動報告を通じた、自己有用感の醸成と、先輩・仲間との再会を目的に実施（島根県内実施）

(3) 情報発信

① 出身学生向けイベント等の情報収集と発信

- ・SNS や 口コミ での通年広報を実施すること。
- ・広報内容は、以下の内容とする。
  - 本事業で実施するイベントの案内
  - しまね関係人口交流・マッチングサイト「しまっち！」に掲載されている地域活動の募集情報
  - 市町村、県内 NPO 法人等の中間支援組織が実施する学生を対象とした地域インターンの情報
  - 県及び県内市町村が主催する出身学生を対象としたイベント等の情報
  - その他、出身学生を対象としたイベント・事業で県が必要と認めるもの
- ・情報発信に用いる媒体・アプリケーションは、出身学生にとって気軽に確認ができるものを選定すること。
- ・収集した情報を出身学生の興味・関心に沿うようにすること。
- ・市町村や中間支援組織等から収集した学生向けのイベント（インターンや就職マッチング等）の情報発信は、定期的に発信すること。
- ・発信した情報を一覧にして県に報告すること。

(4) その他

- ・(1)、(2)を実施するにあたっては以下の項目に留意すること。
  - ① 各回の参加者を対象としたアンケートを実施し、集計すること。アンケート項目については事前に県と協議すること。また、アンケートだけでなく、イベント実施中の学生の発言や様子を把握し、県に報告すること。
  - ② 各イベントについて、実施後 15 営業日以内にイベント参加者名簿、アンケート集計、イベント当日の参加者の様子、周知方法とその効果をまとめた報告書を提出すること。
  - ③ 可能な限り、現役学生が企画の一部や当日の進行に携われるよう、事務局はファシリテーションに徹し、学生の主体性を引き出すこと。

## 5. 業務報告

### (1) 業務報告の項目と報告方法

- ・本事業に参加した出身学生の名簿について、県が別に定める様式により報告すること。
- ・受託者は事業の進捗状況を随時県に報告するものとし、必要に応じて協議を行うこと。
- ・委託業務完了後、業務実績（各イベント参加者名簿、参加者数、実施状況、アンケート集計、発信情報リスト）に関する報告書を電子媒体で作成し、県へ提出すること。

## 6. 留意事項

- (1) 関係法令に従い、適正に業務を遂行する。
- (2) 本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。なお、再委託した業務に伴う第三者の行為については、受託者がすべての責任を負うものとする。
- (3) 事業実施に当たっては、個人情報取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図る。
- (4) 事業実施に当たり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県に連絡する。
- (5) 業務目的の達成に当たり、より効果的な事業とするため、本仕様の修正及び新たな提案を妨げない。
- (6) 新型コロナウイルス等感染症の感染対策を考慮し、県と協議のうえ、柔軟に対処変更する。
- (7) 本事業は、地域未来交付金の採択の有無によっては、事業費に変更が生じる場合があり、その場合は、仕様書に関して、県と受託者双方で再度協議を行うものとする。

## 7. その他

- (1) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理に疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、県と協議し決定すること。
- (2) 契約に関する経費は受託者の負担とする。